

いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議の開催について

令	和	5	年	9	月	1	1	日
関	係	省	庁	申	合	せ		
令	和	6	年	1	1	月	8	日
一		部			改			正

- 1 いじめは決して許されないことであるが、どのこどもにも、どの学校でも起こる問題として、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）の公布以降、学校での積極的な認知等による早期発見・早期対応が進められてきた。その一方で、令和 4 年 10 月 27 日に公表された「令和 3 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」においても、いじめの重大事態の件数が 700 件を超えるなど、こどもまんなか社会の実現に向けて憂慮すべき状況にある。

いじめ防止対策においては、こどもが抱える様々な背景を把握するため、こどもの声にもしっかりと耳を傾けながら、学校や教育委員会が、警察や児童相談所、法務局等の様々な関係機関と情報共有を図り、連携して必要な支援を行うことが重要である。こうした状況を踏まえ、関係省庁の知見を結集し、対応すべき検討課題を整理し、結論を得たものから随時速やかに対応していく政府の体制を構築するため、いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。

議長 こども家庭庁支援局長

文部科学省初等中等教育局長

構成員 警察庁生活安全局長

総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）

法務省人権擁護局長

経済産業省商務・サービス審議官

- 3 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 4 連絡会議の庶務は、文部科学省の協力を得て、こども家庭庁において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

以上